

鳥取県告示第714号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 生活を守る賃金と雇用の確保に関する件
- (2) 大幅な一時金（3.5ヶ月＋ α ）の獲得に関する件
- (3) 働くルールの確立に関する件
- (4) 成果主義賃金及び業績評価制度の導入反対に関する件
- (5) 不払時間外労働の一扫に関する件
- (6) 下請及び派遣労働の導入及び拡大反対に関する件
- (7) 夜勤の改善及び勤務間隔の12時間以上確保に関する件

2 日時

平成24年11月8日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、又は並行して行う。